仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート 2010 ( ~ 副題未定 ~ )

## 平成 22 年 月

仕事と生活の調和連携推進・評価部会 仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議 平成 19 年 12 月に、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」(以下、「憲章」と言います。)と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(以下、「行動指針」と言います。)が、関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の代表者等からなる「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において策定され、以来、官民一体となって、仕事と生活の調和が実現した社会の実現を目指して取組を進めてきたところです。

策定後の施策の進捗や経済情勢の変化を踏まえ、「憲章」・「行動指針」に新たな視点や取組を盛り込み、また、政労使トップの交代を機に、仕事と生活の調和の実現に向けて一層積極的に取り組む決意を表明するため、平成 22 年 6 月 29 日、政労使トップによる新たな合意が結ばれました。

本レポートは、企業と働く者、国民、国、地方公共団体の各主体における取組を定点観測し、今後の展開を含めて紹介するとともに、仕事と生活の調和の実現状況の把握をした上で今後に向けた課題を洗い出し、重点的に取り組むべき事項を提示しています。

このレポートにより、各主体における仕事と生活の調和の実現に向けた取組の更なる進展と、仕事と生活の調和に対する理解の更なる深化を期待しています。

仕事と生活の調和連携推進・評価部会 仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議

## 目 次

## 第1章 新「憲章」・「行動指針」と推進体制

## 第2章 仕事と生活の調和実現に向けた取組

## 第1節 企業、働く者の取組

日本経済団体連合会における取組

日本商工会議所における取組

全国中小企業団体中央会における取組

日本労働組合総連合会における取組

事例 1 情報産業労働組合連合会における取組

事例 2 日本サービス・流通労働組合連合における取組

日本生産性本部における取組

## 第2節 国の取組

### 総論

- 1. 社会的気運の醸成
- 2. 仕事と家庭の両立支援の促進と両立できる環境の整備
- 3. 中小企業対策など包括的な取組を推進
- 4. 仕事と生活の調和の実現に取り組む企業の支援
- 5 . 先進企業の表彰や企業の取組の点検・診断の支援
- 6.関係法令の周知と法令遵守のための監督指導の強化
- 7. 自己啓発や能力開発の取組支援
- 8. 仕事と生活の調和に関する調査等の実施

## 就労による経済的自立

- 1. 勤労観・職業観を形成し、社会人・職業人として必要な能力を身につけた人材を育成するためのキャリア教育・職業教育の実施
- 2.フリーターの正規雇用化の支援等
- 3.雇用の維持
- 4 . 母子家庭の母親の就労支援

健康で豊かな生活のための時間の確保

1.健康で豊かな生活のための時間の確保

多様な働き方・生き方の選択

- 1. 育児・介護休業、短時間勤務等の多様な働き方の推進
- 2.女性や高年齢者の再就職や就業継続の支援等
- 3.男性の子育て参加の支援・促進

- 4. 多様な子育て支援の推進など育児・介護の社会的基盤づくり
- 5.職業能力の形成支援に係る労働市場の社会的基盤の整備

## 第3節 地方公共団体の取組

第4節 国民の取組

## 第3章 仕事と生活の調和実現の状況

第1節 仕事と生活の調和の状況の最近の動き

第2節 数値目標設定指標の動向

第3節 「仕事と生活の調和」実現度指標の動向

## 第4章 取組の更なる展開に向けて

第1節 今後に向けた課題

第2節 当面重点的に取り組むべき事項

## ( コラムについては、適宜各章に挿入)

コラム 男女共同参画推進連携会議における取組 男女共同参画会議の動き 男性の育児休業 行政組織における取組 インターバル規制

ESRI における調査

日本学術会議経済学委員会ワーク・ライフ・バランス研究分科会の取組 東京大学社会科学研究所における取組 「英国のワーク・ライフ・バランス」(藤森克彦氏寄稿)

管理職の働き方とワーク・ライフ・バランスに関する調査

## 参考資料

仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章 改定版 仕事と生活の調和推進のための行動指針

## 索引

# 第1章 新「憲章」・「行動指針」と推進体制

## 新「憲章」・「行動指針」と推進体制

## 新たな「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・パランス) 憲章」と「仕事と生活の調和 推進のための行動指針」

平成 19 年 12 月の「憲章」「行動指針」策定後の施策の進捗や経済情勢の変化を踏まえ、新たな視点や取組を盛り込み、平成 22 年 6 月 29 日、新たな「憲章」・「行動指針」を策定。政労使トップの交代を機に、新たな決意を持って取り組むことを確認。

### 「憲章」

仕事と生活の調和が実現した社会の3つの姿として「就労による経済的自立が可能 な社会」、「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」、「多様な働き方・生き 方が選択できる社会」を提示

## 「行動指針」

仕事と生活の調和の実現に向けた企業・働く者、国民、国、地方公共団体それぞれの取組を明らかにするとともに、2020(平成32)年までの数値目標を提示

## (1)新たな「憲章」と「行動指針」の策定経緯

経済界、労働界、地方公共団体の代表者、有識者、関係閣僚により構成される「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」(平成19年7月設置。以下、「トップ会議」)において、平成19年12月には「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」(以下、「憲章」)と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(以下、「行動指針」)が策定され、それ以降、政労使において、仕事と生活の調和実現に向けた取組が行われてきました。

トップ会議の下におかれた「仕事と生活の調和連携推進・評価部会」では、PDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクルに沿って、仕事と生活の調和の状況や取組の進捗状況について点検・評価を行ってきました。その中で、平成22年には、リーマン・ショック後の経済情勢等の変化、労働基準法や育児・介護休業法等の改正等の施策の進展を受け、「憲章」・「行動指針」を見直す必要があるとの認識に到りました。

そこで、平成22年6月29日に開催されたトップ会議に「憲章」・「行動指針」の改定案を諮り、政労使トップの合意のもと、新たな「憲章」・「行動指針」が策定されました。

なお、この新たな合意に際して、政府としては、 仕事と生活の調和実現に向けてより積極的に取り 組む姿勢を示すため、平成22年4月15日に、トッ プ会議に、内閣総理大臣、国家戦略担当大臣が 加わっています。

(図表1-1-1)

## 「憲章」・「行動指針」改定のポイント

新たな「憲章」・「行動指針」には、「ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)」や「新しい公共」などといった、これまでなかった新しい概念や考え方が盛り込まれています。

また、労働基準法や育児・介護休業法等の改正を受けて新たに盛り込まれたものや、メンタルヘルス対策や女性の継続就業、キャリア教育等、「国の取組」を中心に、各主体の取り組むべき内容が改定されています。

### 図表1-1-1

仕事と生活の調和推進官民トップ会議構成員による、新たな合意を証した署名

			で使えたことの は多りなどの内に発動的とよって
* 正人		x-0000000 x-\$7-5	1 11 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1
ANDRES	DESE	I-makenet	constitutions.
MAGOL	春十一博	殿府 王	任教佛樹
*************************************	歌歌 樹	一次的時期	manoravani 随口美龙
September 1	481419	NUMBER OF STREET	
**************************************	支端五行	调节基果	
		滋 1 流	

第1章 5

「行動指針」 各主体の取組方針、点検・評価方法を提示

## (参考)「憲章」・「行動指針」新たな合意の概要

## 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・パランス)の新合意について [仕事と生活の調明推進官民トップ会議]

政労使トップの交代を機に、仕事と生活の調和の実現に向けて一層積極的に取り組む決 意を表明

施策の進捗や経済情勢の変化を踏まえ、「憲章」・「行動指針」(平成19年12月策定)に新た な視点や取組を盛込み

## 仕事と生活の調和推進官民トップ会議

総理大臣ほか関係閣僚 経団連、日商、連合等の労使代表 知事会、有識者から構成

## 「憲章」

#### 必要性、目指すべき社会の姿を提示

新たな決意の下、官民一体となり取り組 んで行くため、政労使の合意により策定

#### 〔なぜ仕事と生活の調和が必要か〕

仕事と生活が両立しにくい現実 働き方の二極化等

共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割 分扣音識

仕事と生活の相克と家族・地域・社会の変貌 多様な働き方の模索

「ディーセント・ワーク(働きがいのある人間

らしい仕事)」の実現 多様な選択肢の実現

時間価値を高め、安心と希望の実現に寄与 「新しい公共」への参加機会拡大等による地 域社会の活性化

人や地域とのつながりを得る機会

取組は明日への投資

#### (仕事と生活の調和が実現した社会の姿)

就労による経済的自立が可能な社会 健康で豊かな生活のための時間が確保でき

多様な働き方・生き方が選択できる社会

#### (関係者が単たすべき役割)

労使を始め国民による積極的取組 国や地方公共団体による支援 取組に当たって両立支援と併せ社会と家庭 双方における男女共同参画が必要

下線部が変更箇所

#### (1)企業、働く者の取組

労使による自主的取組が基本

【総論】

経営トップによる職場風土改革等

労使による目標設定、計画的取組、点検 労使による時間当たり生産性向上の取組 雇用管理制度等の改革

メリ 八リのある働き方の実現

管理職の率先による職場国土改革

関連企業や取引先への配慮

将来を見据えた自己啓発・能力開発

労使団体等の連携による民間主導の気運醸成 就業の実態に応じた、均衡を考慮した労働契約

#### 【就労による経済的自立】

人物本位の正当な評価に基づく採用 正規雇用へ移行しうる制度づくり等

公正な処遇や積極的な能力開発 【健康で豊かな生活のための時間の確保】

労働時間関連法令の遵守を徹底

労使による労働時間等設定改善の取組と要員確保 取引先への計画的な発注、納期設定

#### 【名様な働き方の選択】

柔軟な働き方を支える制度整備と利用しやすい職場 届十づ(1)

男性の育児休業等取得促進に向けた環境整備等 女性・高齢者等の再就職・継続就業機会の提供 公正な処遇や積極的な能力開発

#### (2) 国民の取組

個々人の名様性への理解 尊重

理解を得つつ自らの仕事と生活の調和を実現 家庭や地域での自らの役割を積極的に果たす 消費者としてサービス提供者の働き方に配慮

#### (3) 国の取組

国民の理解や政労使の合意形成促進

雇用者以外も含めた仕事と生活の調和の推進 生活の時間確保等を可能とする雇用環境整備の支援

働き方に中立的な税・社会保障制度の在り方検討 社会全体の生産性向上と中小企業対策

取組企業への支援(情報の提供等)

関係法令の周知、法令遵守のための監督・指導強化 積極的取組企業の社会的評価推進(〈るみんマーク等)

公共調達における契約内容に応じた取組評価

自己啓発や能力開発の取組支援

労働者の健康確保・メンタルヘルス対策推進

行政機関における率先した取組

【就労による経済的自立】

学校段階を通じたキャリア教育・職業教育の体系的充実

社会全体に通じる職業能力開発・評価制度構築

社会人の学習促進

トランポリン型の第2のセーフティネットの確立

フリーターの常用 雇用化支援 経済的自立が困難な者の就労支援

【健康で豊かな生活のための時間の確保】

労使の労働時間等設定改善の取組支援

【多様な働き方の選択】

多様な働き方推進とその条件整備

長期的な視点による女性の人生設計支援

女性の継続就業支援と育休を取得しやすい環境整備、就業率向上

多様な働き方に対応した多様な子育て支援 在宅就業の環境整備のための枠組みの検討

男性の子育てへの関わり支援・促進 (「パパ・ママ育休プラス」の活 用促進、学習機会提供等)

男性が子育てに関わるきっかけの提供

労働市場の社会的基盤整備(職業能力形成支援)

#### (4) 地方公共団体の取組

地域の実情に即した取組

住民の理解や合意形成促進 NPO等の活動を通じた中小企業経営者等

の取組促進

企業の取組の支援・促進 (認証·認定制度、表彰、融資制度等)

名様な働き方に対応した名様な子育で支援

育児・介護等の社会的基盤形成

#### 進捗状況の点検・評価 【数値目標】

14の指標、2020年の目標値

[例 (現状値 目標値)]

フリーター数 約178万人 124万人 週労働時間60時間以上の雇用者の割合

10.0% 5割減 年次有給休暇取得率 47.4% 70%

第1子出産前後の女性の継続就業率

38.0% 55% 男性の育休取得率 1.23% 13%

この他の指標)

就業率

時間当たり労働生産性の伸び率

労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合

メンタルヘルスケアに関する措置を受けられ

る職場割合 在宅型テレワーカー数

短時間勤務を選択できる事業所割合

自己啓発を行っている労働者割合

保育等の子育てサービスの提供割合

6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連

## (2) 「憲章」・「行動指針」の概要

## - 仕事と生活の調和が実現した社会

「憲章」は、仕事と生活の調和の実現に向けての国民的な取組の大きな方向性を示すもので、なぜ仕事と生活の調和が必要か、それが実現した社会の姿はどのようなものか、実現に向けて関係者が果たすべき役割は何かを示しています。

「憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会の姿を「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としています。

数値目標は政策によって一定の影響を及ぼすことのできる14項目について設定されています。 実現度指標は行動指針でその「在り方」が示され、それに基づいて作成されています。

(図1-1-2)

(図1-1-2「憲章」・「行動指針」の概要

### 仕事と生活の調和が実現した社会

国民一人ひとりがやりがいや充実を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、 家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる

)

#### 構成する3つの柱

#### 就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育でに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

#### 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

#### 多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を 持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供され ており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれ た状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公 正な処遇が確保されている。

#### 数 値 目 標(主要なもの)

☆時間当たり労働生産性の伸び率(実質、年平均) 現状 1.7%(2000年~2009年度の10年平均) →2020年 実質GDP成長率に関すな目標(2%を 上回る水準)より高い水準

☆就業率 〈女性(25~44歳)〉

現状66.0% → 2020年 73% (高齢者(60~64歳)) 現状57.0% → 2020年 63%

☆週労働時間60時間以上の雇用者の割合 現状 10.0% → 2020年 5割減 ☆パタルスルフケマに関する栄養を受けられる。

☆メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場 の割合

現状 33.6% → 2020年 100%

☆第1子出産前後の女性の継続就業率現状 38.0% → 2020年 55%☆男性の育児休業取得率

現状 1.72% → 2020年 13%

☆6歳未満の子どもをもつ夫の育児·家事関連時間 現状 60分/日 → 2020年 2.5時間/日

数値目標は、「新成長戦略」(平成22年6月18日、閣議決定)及び「新たな情報通信技術戦略 行程表」(平成22年6月22日、行動情報通信ネットワーク社会推進戦略本部)ならびに、「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日、閣議決定)の数値目標と整合性を取っている。

## (3) 「憲章」・「行動指針」の概要

## - 仕事と生活の調和の実現のために関係者の 果たす役割

「憲章」では、更に、主な関係者の役割を以下のように示し、具体的には行動指針で定めることとしています。

## <企業と働(者>

企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

#### < 国民 >

国民一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の 在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割 を果たす。また、消費者として、求めようとするサ ービスの背後にある働き方に配慮する。

## <国>

国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

<地方公共団体>

仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

「行動指針」では、「憲章」が「仕事と生活の調和が実現した姿」として掲げる3つの社会を実現するために必要な諸条件を示すとともに、これを実現するため、企業や働く者、国民、国、地方公共団体が行うべき取組を具体的に示しています(図表1-1-3)。

(図1-1-3「憲章」・「行動指針」の概要

## 企業と働く者 個々の企業の実情に合った効果的な進め方を労使 で話し合い、自主的に取り組んでいくことが基本 ○経営トップのリーダーシップの発揮による職場風土 改革のための意識改革、柔軟な働き方の実現等 ○目標策定、計画的取組、点検の仕組、着実な実行 ○労使で働き方を見直し、業務の見直し等により、 時間当たり生産性を向上 就労による経済 ○ 人物本位による正当な評価に基づく採用の推進 ○ 就業形態に関わらない公正な処遇等 な生活のた な生活のた ○ 労働時間関連法令の遵守の徹底 ○ 労使による長時間労働の抑制等のための労働時間等の設定改善のための業務見直しや要員確保の 辩准 ○ 育児・介護体業、短時間勤務、短時間正社員制度、テレワーク、在宅就業など個人の置かれた状況に応じた柔軟な働き方を支える制度整備と利用しや すい 職場風土づくりの推進 ○男性の子育でへの関わりを支援・促進するため、男性の育児休業等の取得促進に向けた環境整備

○ 女性や高齢者等への再就職・継続就業機会の提

#### 国·地方公共団体

企業や働く者、国民の取組を積極的に支援すると ともに、多様な働き方に対応した子育で支援や介 護などのための社会的基盤づくりを積極的に実施

○実現に向けた枠組みづくり

)

- 政労使合意・地域の実情に応じた気運の醸成
- ・制度的枠組の構築税・社会保障制度の検討〉○社会全体の生産性向上と中小企業対策
- ○関係法令の周知と遵守のための監督指導の強化
- ○公共調達における契約内容に応じた取組評価
- ○労働者の健康確保・メンタルヘルス対策推進
- ○行政機関における率先した取組
- ○若年者等の経済的自立の支援
- ○学校段階を通じたキャリア教育・職業教育の体系的 充実
- ○社会全体に通じる職業能力開発・評価制度構築
- ○トランポリン型の第2のセーフティネットの確率
- ○労使の労働時間等設定改善の取組支援
- ○改正労働基準法への対応等による長時間労働抑制及び年次有給休暇取得促進
- 保育サービスの充実等の多様な働き方に対応した 子育で支援の推進、地域で育児・介護等を行う家 族を支える社会的基盤の形成
- ○女性の継続就業支援と育休を取得しやすい環境整備、就業率向上
- ○男性の子育てへの関わり支援・促進(「ババ・ママ育 休プラス」の活用促進、学習機会提供等)

## (4) 「憲章」・「行動指針」の概要

## - 数値目標・実現度指標と点検・評価

「行動指針」では、数値目標の設定や「仕事と生活の調和」実現度指標の活用により、仕事と生活の調和した社会の実現に向けた全体としての進捗状況を把握・評価し、政策への反映を図ることとしています。

数値目標は、政策によって一定の影響を及ぼすことのできる 14 項目について、「新成長戦略」(平成 22 年 6 月 18 日、閣議決定)及び「新たな情報通信技術戦略 行程表」(平成 22 年 6 月 22 日、行動情報通信ネットワーク社会推進戦略本部)ならびに「子ども・子育てビジョン」(平成 22 年 1 月 29日、閣議決定)と整合性を取ったものとしており、取組が進んだ場合に達成される水準として2020年の目標値を設定しています。

実現度指標は「行動指針」でその「在り方」が示され、それに基づいて作成されています(数値目標、 実現度指標の詳細は第3章第2節及び第3節を 参照)。

## (5)推進体制及び活動

## 仕事と生活の調和連携推進・評価部会

「憲章」及び「行動指針」に基づき、その点検・評価を行うとともに、仕事と生活の調和の実現のための連携推進を図るため、企業、労働組合、地方公共団体の代表等が参集した「仕事と生活の調和連携推進・評価部会」を、平成20年4月に設置し、平成22年6月までに15回開催しました。

また、「憲章」・「行動指針」の改定に際しては、新たに盛り込むべき内容について検討を重ね、部会として取りまとめた改定案をトップ会議に諮りました。

今後も、仕事と生活の調和の実現に向けて、引き続きPDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクルによる点検・評価を行っていきます。

## 仕事と生活の調和推進室

平成 20 年1月に設置され、政労使、都道府県が 密接に連携・協働するためのネットワークを支える中 核的組織として、仕事と生活の調和推進に取り組 んでいます。

(図1-1-4)

(図1-1-4 仕事と生活の調和推進体制図)



第1章 9